

四 万 十 町

(金抜)														

令和 7年度 建設総務 第1号
 高知県 高岡郡四万十町

町道道路台帳更新業務 実施設計書

履行期限 令和 8年 3月31日

令和 7年 6月 1日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

特記仕様書

第1章 総則

第1条（測量業務共通仕様書の適用）

本業務の施工にあたっては、「高知県測量業務共通仕様書」に準じて実施するものとする。

第2条（業務目的）

本業務は、町道の新設、改良工事、廃止に伴い道路台帳の更新を行うものとする。なお、下記法令等に準拠し、現況平面図・道路台帳図・路線網図・調書・道路管理システムデータを更新するものとする。

第3条（準拠する法令等）

本作業はすべて本仕様書によるほか、次に示す法令および規程に準拠して実施するものとする。

1. 測量法(昭和24年法律第188号)
2. 道路法(昭和27年法律第180号)
3. 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
4. 国土交通省道路局道路施設現況調査提要
5. 国土交通省公共測量作業規定
6. 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)
7. 総務省(昭和37年自治省令第17号)
8. 四万十町財務規則
9. その他本業務に関係する法令

第4条（疑義）

本業務の履行に際し疑義等が生じた場合は、発注者と協議の上、これを処理するものとする。

第5条（管理技術者の資格）

本業務における管理技術者については、共通仕様書の定めのほか本業務に該当する部門で管理技術者として1件以上の実績があること。

第6条（成果品の取り扱い）

本業務における成果品は、原則すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ないで他に公表、貸与もしくは使用してはならない。なお、本業の成果品で発注者から保管依頼を受けたものについては、受注者は適切な保管・管理を行うものとする。

第7条（使用するGISシステム等）

本業務において作成する路線図データ及び調書データ等について、発注者所有の道路台帳管理システムにて稼働できるようにするものとする。なお、下記の基本機能に対応し得るよう各データの構築を行うものとし、業務遂行上止むを得ずデータ変換が必要な場合においては、その変換費等の必要経費について、受注者が負担するものとする。

- 検索機能 「網図、路線名・番号、目標物、住所および調書から該当路線への検索」
- 表示機能 「拡大縮小、スクロール、レイヤ切替、路線属性情報、道路台帳調書」
- 計測機能 「延長、面積」
- 入力機能 「画像データ登録、名称登録、線・点・面入力(個別レイヤ作成)」
- 印刷機能 「表示画面印刷・備考欄記入・方位・縮尺表示」

第8条（システムに関する権利）

本業務に関する権利については、次のとおりとする。

1. データの帰属

本業務で作成したデータについては、全て発注者の権利とする。データ形式は発注者の指示する標準フォーマットで納品するものとする。

2. 調書電算プログラムの帰属

調書の変換や表計算プログラムについては、受注者に著作権があるものとする。ただし、計算結果の数値データについては、発注者に帰属するものとする。

第9条（履行期限）

本業務の履行期限は業務契約書にて定めるものとする。

第2章 業務概要

第10条（作業内容および作業数量）

作業内容および作業数量については下記のとおりとする。

1. 新規認定道路に伴う更新 2. 357km

特記仕様書

2. 道路（改良）工事に伴う更新	0.017km
3. 道路（舗装）工事に伴う更新	0.159km
4. 廃止路線に伴う更新	－ km
5. 道路台帳調査データ更新	2.533km
6. 道路台帳管理システムデータ更新	11路線

第11条（打合せ）

打合せについては、下記の3回を予定しているが作業中に疑義等が生じた場合は、その都度協議を行うものとする。

1. 業務着手時（業務計画書の作成時）
2. 中間打合せ（1回）
3. 成果品納入時

第12条（資料収集整理）

受注者は、業務に必要とされる次の関係資料について発注者の承諾を得た上で、借用書を提出し借用できるものとする。借用期間中は厳重な管理を行い紛失等が生じた場合は受注者の責任において復元するものとする。

1. 現況平面図、道路台帳図
2. 新規道路・道路改良路線に関する資料（位置図、区域図、平面図等）
3. その他必要な資料で「発注者」が認めるもの。

第3章 新規認定に伴う道路台帳図更新

第13条（計画準備）

新規認定に伴う道路台帳図更新をするために必要な作業計画及び準備作業を行うものとする。

第14条（図化）

台帳（現況）平面図を作成するために必要な各種表現事項・名称等を現地において確認し、航空写真や地形図などに記入して図化・編集作業に必要な情報をまとめるものとする。

2 前項の現地調査の成果及び航空写真にもとづき、地形地物等の各種表現事項や道路台帳作成に必要な占有物・道路構造物・道路付属物等を解析図化機で数値図化（レベル1000）を行い、地形データを作成するものとする。

第15条（現地補測及び編集）

地形データに表現されている重要な事項の表現の確認および編集困難な部分を国家三角点、既設基準点、新設基準点、航測図根点および図化作業により測定された確実かつ明瞭な点に基づいて地形計測により行うものとする。

2 地形データおよび現地調査等の資料にもとづき図式に従って編集し、地形データを作成するものとする。なお、編集整理された地形データの接合部におけるすべての描画線等は、その図郭線において不合理のないように合致しなければならない。

第16条（原図作成）

地形データを基にタイトルなど必要事項を記入し、規定のサイズのマイラー出力により原図を作成するものとする。

第17条（道路現況調査）

道路台帳図および調書の作成に必要な事項について、道路法、道路法施行規則、国土交通省道路施設現況調査提要等に従い、調査、測定および資料収集を行うもので、その内容については次のとおりとする。

1. 市町村、大字および字の名称および境界線
2. 車道の幅員が0.5m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道幅員
3. 路面の種類（コンクリート、高級・簡易アスファルト、防塵処理道、砂利道等の種別および区分線）
4. 道路施設、その他主要な道路の付属物（防護柵の種類＜ガードレール、ガードケープル、オートガード、パイプ、ネット＞および延長、照明灯の種類＜街路灯、防犯灯＞等）
5. 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物および構造物（歩道の種別・幅員・延長、側溝区分＜L字、U字、素堀、フタの有無＞および幅員・延長、橋梁の名称・幅員・延長・構造・地上写真、立体横断施設＜歩道橋、地下道＞その他＜開渠、暗渠＞等）
6. 交差する鉄道又は新設軌道およびこれらの名称
7. 軌道その他主要な占有物（マンホールの種類＜上下水、電力、NTT＞電柱の種類＜電

特記仕様書

力電話、有線>その他<郵便ポスト、電話ボックス、消火栓、制水弁>等)

8. その他「発注者」の指示により必要とする事項

第18条 (台帳図作成)

道路現況調査や道路現況調査に基づき図式規程に従って編集整理を行った成果より、規定に従って次の内容の数値入力を行い、道路台帳図を作成するものとする。

1. 第17条 (道路現況調査) に記載の項目
2. 路線番号および路線の起終点
3. 道路の種類および幅員 (車道、歩道、中央分離帯、側溝等)
4. 調整の年月日
5. その他「発注者」の指示により必要とする事項

第4章 改良工事 (改良・舗装) に伴う道路台帳図更新

第19条 (計画準備)

改良工事 (舗装) に伴う道路台帳図更新をするために必要な作業計画及び準備作業を行うものとする。

第20条 (現地踏査)

既存の現況地形図を基に、道路改良 (舗装) 工事により変化した路面の種類を現地にて調査し、加除修正を行い、修正素図を作成するものとする。

第21条 (現況図修正)

編集図を基にタイトルなど必要事項を製図記入し、規定のサイズの修正原図を作成するものとする。

第22条 (台帳図修正)

「第18条 (台帳図作成)」の記載事項に従い台帳図を修正するものとする。

第5章 廃止路線

第23条 (現況地形図削除)

「発注者」の指示により指定された路線について、不要となる箇所 の現況地形図の削除を行うものとする。

第24条 (台帳図削除)

「発注者」の指示により指定された路線について、道路台帳図の要素 (幅員、路線番号等) を削除するものとする。

第6章 道路台帳調書更新

第25条 (計画準備)

道路台帳調書更新をするために必要な作業計画及び準備作業を行うものとする。

第26条 (測定基図作成)

更新した道路台帳図より複製を作成し、計測基図を作成するものとする。

2 測定基図は、調書作成に必要な諸事項のデータ表作成にあたり、路線毎に区間割を行い、区間線および区間番号 (起点より終点に向かつて連番) を付すものとする。

3 データ読み取りの基礎資料となる次の事項を取得するものとする。

- (1) 道路幅員別 (0.5m以上変化する箇所)
- (2) 道路区分別 (重用、供用、未供用、改良、未改良)
- (3) 路面種別 (コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等)
- (4) 構造種別 (車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等)
- (5) 道路種別 (1級、2級、その他)
- (6) 道路屈曲部
- (7) 立体横断施設
- (8) 安全施設
- (9) 自動車交通不能区間
- (10) その他「発注者」の指示により必要とする事項

第27条 (座標測定)

特 記 仕 様 書

測定基図に基づき座標測定機により必要な座標値を計測するものとする。

第28条（データ編集）

前条にて計測したデータを路線毎に整理し入力表を作成するとともに、道路面積および延長の算出を行うものとする。

第29条（計算処理）

更新した路線のデータをパソコンに入力し計算プログラムにより、統一した調書の全項目について計算処理を行い、最新のマスターファイルを作成するものとする。

第30条（調書作成）

マスターファイルをエクセルの調書データに変換するものとする。また、変換後のデータが正しく更新されたか確認のため、次の項目について検査を実施するものとする。

1. 道路の種類
2. 路線名
3. 路線の指定または認定の年月日
4. 路線の起点および終点の名称地番
5. 供用開始の区間および年月日
6. 路線（その管理に係る部分に限る）の延長およびその内訳
7. 道路部面積およびその内訳
8. 最小車道幅員、最小曲線半径および最急縦断勾配
9. 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式および構造
10. 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物および構造物の概要
11. 軌道その他主要な道路占用物の概要
12. その他「発注者」の指示により必要とする事項

第7章 道路台帳管理システムデータ更新

第31条（認定路線網図データ更新）

更新された、町道1級、2級路線及びその他路線の路線データに属性として路線名・路線番号・地番等を付加し作成するものとする。

なお、各データはレイヤ毎に作成し、路線種別に色分け表示が出来るものとする。

第32条（路線図および調書データファイル作成）

前条において作成された路線データを基に路線図データファイル及び調書データファイルを作成するものとする。

なお、甲所有の道路台帳管理システムにおいて路線図データファイルと各路線の調書データファイルが相互に属性参照として検索表示出来るようデータリンクを行うものとする。

第33条（システムデータセットアップ）

前条において作成された路線図データファイル、調書データファイル及びデジタルオルソ画像データファイルを発注者所有の道路台帳管理システムへセットアップを行うものとする。

第8章 成 果 品

第34条（成果品）

次の成果品を契約期日内に納めるものとする。

- | | |
|--|----|
| 1. 道路台帳調書（エクセル調書CD-R、総括表出力簡易製本 3冊） | 1式 |
| 2. 道路現況平面図（マイラー） | 1式 |
| 3. 道路台帳平面図（マイラー） | 1式 |
| 4. 道路網図（カラー出力製本） | 1式 |
| 5. 道路台帳図（製本） | 1式 |
| 6. 道路台帳管理システム更新データ（路線図データ、地形データ、調書データ） | 1式 |

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
測量業務					
道路台帳平面図更新費					
新規認定	式	1			明細表 第1号
更新(変更)	式	1			明細表 第2号
更新(改良)	式	1			明細表 第3号
更新(舗装)	式	1			明細表 第4号
廃止	式	1			明細表 第5号
道路台帳調書更新費					

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
道路台帳調書更新費	式	1			明細表 第6号
路線網図作成					
路線網図作成	式	1			明細表 第7号
道路台帳管理システムデータ更新					
道路台帳管理システムデータ更新	式	1			明細表 第8号
旅費及び交通費					
旅費及び交通費	式	1			明細表 第9号
直接業務費					
諸経費	式	1			
測量業務価格					

明細表 第 1号
新規認定

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備 新規認定に伴う更新	式	1			
細部図化 新規認定に伴う更新	km	2.357			
現地補測及び編集 新規認定に伴う更新	km	2.357			
原図作成 新規認定に伴う更新	km	2.357			
道路現況調査 新規認定に伴う更新	km	2.357			
台帳図作成 新規認定に伴う更新	km	2.357			
1 式 当り					

明細表 第 2号
更新(変更)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備 更新(変更)	式	0			
現地測量 更新(変更)	km	0			
編集 更新(変更)	km	0			
現況図修正 更新(変更)	km	0			
道路現況調査 更新(変更)	km	0			
台帳図作成 更新(変更)	km	0			
1 式 当り					

明細表 第 3号
更新(改良)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備 更新(改良)	式	1			
現地測量 更新(改良)	km	0.017			
数値編集 更新(改良)	km	0.017			
現況図修正 更新(改良)	km	0.017			
道路現況調査 更新(改良)	km	0.017			
台帳図修正 更新(改良)	km	0.017			
1 式 当り					

明細表 第 6号
道路台帳調書更新費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備 道路台帳調書更新	式	1			
測定基図作成 道路台帳調書更新	km	2.533			
座標測定 道路台帳調書更新	km	2.533			
データ編集 道路台帳調書更新	km	2.533			
計算処理 道路台帳調書更新	km	2.533			
調書作成 道路台帳調書更新	km	2.533			
調書作成 橋梁調書作成	橋	2			
1 式 当り					

明細表 第 8号
道路台帳管理システムデータ更新

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路線データ更新 道路台帳管理システムデータ更新	路線	11			
路線図および調書データファイル作成 道路台帳管理システムデータ更新	式	1			
道路台帳図ラスタデータ作成 道路台帳管理システムデータ更新	路線	11			
道路台帳図ラスタデータ作成 道路台帳管理システムデータ更新	面	7			
データセットアップ費 道路台帳管理システムデータ更新	式	1			
1 式 当り					

